

## 運営規定記載例（厚労省より）

地域生活支援拠点等を担う事業所として登録する際には、下記の項目を運営規程に追加してください。なお、下記はあくまでも記載例です。事業所の実態に応じて、内容を理解した上で作成してください。

例)

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇〇条 事業所は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項」に規定する地域生活支援拠点等として、次のとおりの機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の機能

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者などに対し、専門的な対応の体制確保や専門的な対応ができる人材の養成、その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

### 【留意事項】

- ・各事業所の実態に応じて、(1)～(4)のうち実際に担う機能を記載すること。
- ・上記に示した運営規定は記載例であるため、地域生活支援拠点等についての内容を理解したうえで作成すること。